

## 農地転用届出書の添付書類（市街化区域内）

	書 類 の 内 訳	関 係 窓 口	申 請 部 数
<input type="checkbox"/>	届 出 書	農業委員会事務局	1
<input type="checkbox"/>	土地登記全部事項証明書（各筆ごとに） ※ 原本に限ります。 ※ 登記簿の住所欄と届出書の住所が違う場合には住民票又は戸籍の附票(原本)を添付してください。	法 務 局	1
<input type="checkbox"/>	位置図（1万分の1～5万分の1の地図，方位，申請地赤書）		1
<input type="checkbox"/>	農地法第18条第6項の通知書（小作地のみ）	農業委員会事務局	1
<input type="checkbox"/>	土地改良区の該当確認 ※土地改良区の地区内に該当するか確認してから届出ください。	福島市土地改良区 (水土里ネット福島市)	※

◎転用面積が1,000㎡以上の場合には、事前に開発建築指導課及び関係各課と協議をお願いします。

### ● 締 切 日 は 毎 月 1 0 日 ・ 2 0 日 ・ 月 末 で す

※ 12月末は官公庁の仕事納めの日とし、それ以外の締切日が土曜日・日曜日又は祝日等に当たるときは、その翌日となります。

### 下記の事項を確認してください

1. 地形・周囲の状況・道路・排水路等を公図（法務局・市役所資産税課）で調べて、現地と相違ないか確認してください。
2. 転用しようとする土地の中の法定外公共物（里道・水路など）は使用許可・用途廃止・付替え等の申請が必要です。  
(路政課・農林整備課)
3. 転用しようとする土地と接続道路との間にある水路に橋を架ける場合、また、道路の構造を変更する場合には、私費工事の許可申請が必要です。  
(路政課・農林整備課)
4. 都市計画法に基づく用途指定を調べ、予定している建築物が可能かどうか確認してください。  
(開発建築指導課)
5. 届出地に建築物を建てる場合で、接続道路の幅員が4m未満の場合には開発建築指導課と協議してください。  
(開発建築指導課)
6. 転用地への出入りに他人の所有する私道を利用する場合には、地主の承諾を得てください。
7. 土地改良区の地区内に該当するか問い合わせてください。  
(福島市土地改良区－水土里ネット福島市－TEL 5 3 6 - 0 9 5 1)
8. 上記のほか法令等により規制を受ける場合は、関係機関へ問い合わせてください。

福島市農業委員会事務局 農地係

代表 TEL 5 3 5 - 1 1 1 1（内線 5 2 3 3・5 2 3 4）

直通 TEL 5 2 5 - 3 7 7 9